

(11月定例議案)

- 1 議案名 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び同条例附則第四項第四号の規定で定める日を定める規則
- 2 提案理由 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び同条例附則第四項第四号の規定で定める日を定める必要がある。
- 3 関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）

徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び同条例附則第四項第四号の規定で定める日を定める規則について

学校政策課

1 徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の内容について（公布日：平成26年12月25日）

- (1) 徳島県立阿南寮の位置を「阿南市宝田町」に改める。
- (2) 徳島県立徳島寮（男子寮）の研修室を、合宿等を目的とする高等学校の生徒等の宿泊に利用させることができることとし、研修室の利用に関し、その利用手続及び宿泊料に関する規定を設ける。
- (3) 寄宿舍の使用料の額を、1か月「1,800円」から「5,600円」に改める。
ただし、激変緩和措置として、当分の間、使用料の額は「2,800円」とする。
改定後の使用料は、各寄宿舍について、耐震改修後の寄宿舍へ移転が完了した日の属する月の翌月分（移転完了日が月の初日であるときは、その日の属する月分）から適用する。（施行期日：平成27年5月24日）

(1)、(2)の施行期日は、次のとおりとする。

- ① (1)については、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日（附則第1項第1号）
- ② (2)については、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日（附則第1項第2号）

(3)の適用日は次のとおりとする。

- ア 徳島県立阿南寮に入舎した者は、①で定める日
- イ 徳島県立徳島寮に入舎した者（男子に限る）は、②で定める日
- ウ 徳島県立美馬東部寮に入舎した者は、公布の日から起算して1年4月を超えない範囲内において規則で定める日

2 規則の内容

- (阿南寮の工事・移転完了に伴い) ①及びアは平成27年11月30日とし、
(徳島寮男子寮の工事・移転完了に伴い) ②及びイは平成27年12月21日とし、
(美馬東部寮の工事・移転完了に伴い) ウは平成27年11月30日とする。

条 例 等 立 案 表

<p>題 名 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び同条 例附則第四項第四号の規則で定める日を定める規則</p>	<p>課 (室) 名 教育委員会学校政策課</p>
	<p>担当者名 安 崎 輝 彦</p>
	<p>電話番号 三 一 三 四</p>
<p>制定理由 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一 部の施行期日を定めるとともに、同条例による改正後の使用料を徳島県立美馬東部寮等 に入舎した者に適用を開始する月の基準となる日を定める必要がある。</p>	
<p>あらまし 一 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 (以下「改正条例」という。) 附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年十一月三十日とし、同項第二号に掲げる規定の施行期日は同年十二月二十一日とすることとした。 二 次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める日の属する月の翌月から改正条例による改正後の使用料を適用することとした。 1 徳島県立阿南寮に入舎した者 平成二十七年十一月三十日 2 徳島県立徳島寮に入舎した者 (男子に限る。) 平成二十七年十二月二十一日 3 徳島県立美馬東部寮に入舎した者 平成二十七年十一月三十日 三 この規則は、公布の日から施行することとした。</p>	
<p>予算上の措置</p>	<p>考 備</p>
<p>関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例 (平成二十六年徳島県条例 第七十五号)</p>	
<p>法規審議委員会 要・否</p>	

徳島県規則第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び同条例附則第四項第四号の規則で定める日を定める規則を次のように定める。

平成二十七年 月 日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日及び同条例附則第四項第四号の規則で定める日を定める規則

徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年徳島県条例第七十五号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年十一月三十日とし、同項第二号に掲げる規定の施行期日は同年十二月二十一日とし、同条例附則第四項第四号の規則で定める日は同年十一月二十日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。